

令和7年度版



# みまさ農業委員会だより

令和8年1月発行 発行・編集／三朝町農業委員会 〒682-0195 三朝町大瀬999-2 TEL (0858) 43-3507



新嘗祭は、天皇陛下が新穀を神々に捧げるとともに、自らも口にされて、五穀豊穣と国家国民の安寧をお祈りされる宮中行事で、毎年11月23日に執り行われています。この新嘗祭には全国各都道府県から献穀奉仕者により生産された米や粟などが献上されています。

今年の鳥取県の献穀米（星空舞）の献穀奉仕者として三朝町から小河内の吉田定夫さんが選ばれました。三朝町から献納されるのは20年ぶりとなりました。2月に鳥取市から献穀米種子を引受け、4月に播種式、5月に田植式、9月に抜穂式（稻刈）が行われ、天日乾燥したお米を選別し、10月22日に皇居において無事に献納されました。

今年も猛暑が続き台風やイノシシ等の獣害なども心配される過酷な条件の中、見事な献穀米が収穫され、三朝の美味しいお米が宮中へ届けられました。改めて大役を務められた吉田さんとそのご家族をはじめ、集落や関係者の皆さんに心から敬意を表するとともに、ぜひ町内農家の皆さんにも胸を張って三朝の美味しいお米を作っていただきたいと思いました。



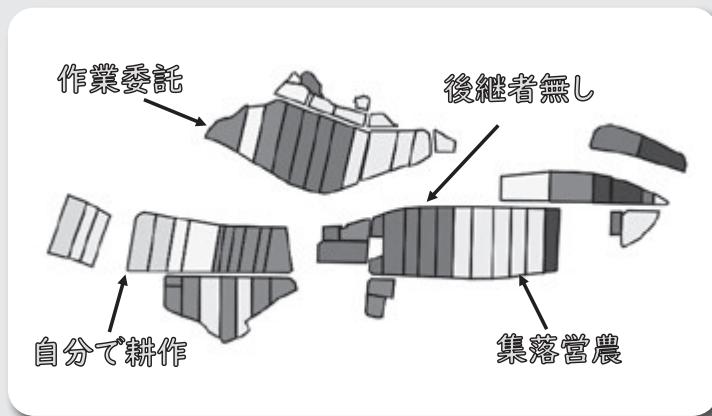
吉田定夫さん 満香さん

## 新嘗祭で 三朝の美味しいお米が宮中へ

## 地域計画を策定しました

これまで地域の話し合いにより作成してきた「人・農地プラン」は「地域計画」と名称を変え、令和5年4月の法改正により法律に規定されました。町ではこれまで作成された人・農地プランをもとに地域計画を策定しました。

地域計画は将来の地域農業のあり方を話し合いにより決定し、10年後誰がどの農地を利用するのかを目標地図に落とし込み「見える化」するものです。この地域計画は、作成して終わりではなく継続的な話し合いによりブラッシュアップしていくことが求められています。



高齢化や人口減少に伴う農業者の減少や耕作放棄地の増加などといった課題に対応するために、町と農業委員会では地域計画の継続的な見直しや、中山間地域等直接支払制度等の有効活用と併せて、現状農地の耕作者や所有者の把握、出し手・受け手の意向把握、担い手への集約化に向けた意見交換を実施していきます。

## 相続登記が義務化されています

### ◆相続登記が義務化されています

長年相続登記がされないまま放置され、相続人自身がその所有がわからない「所有者不明土地」の増加が社会問題となっています。

不動産の管理や活用を容易にし、将来的なトラブルを防止するため相続登記が義務化されました。



- ・**ポイント1** 令和6年4月1日から不動産の相続登記が義務化されました。
- ・**ポイント2** 相続したことを知った日から3年以内の登記が必要です。
- ・**ポイント3** 義務化以前に相続した不動産も令和9年3月末までに登記が必要です。

### ◆相続等によって農地を取得したときは届出が必要です

相続等により農地の権利を取得した方は、農業委員会に届出が必要です。この届出は農地の権利移動を把握するため法的に定められています。不明な点は農業委員会へご相談ください。

この届出のほかに、権利取得の効力を発生させるために相続登記(所有権移転登記)が必要です。

## 農地パトロールと利用状況調査について

### ◆農地パトロール（利用状況調査）

農業委員会では、毎年8月～10月に町内全域の農地を対象として農地パトロール（利用状況調査）を実施しています。この調査では、①地域の農地利用の確認②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③違反転用の発生防止・早期発見を目的として、農業委員と農地利用最適化推進委員が担当区域ごとに現地を確認します。遊休農地を確認した場合、その所有者等に対して、農地としての利用をお願いするとともに、農地の有効利用を進めるための「利用意向調査」を実施します。

### ◆利用意向調査

農地パトロール実施後、遊休農地の所有者の皆さまに対して、今後の農地の利用意向について確認しています。利用意向調査の回答を踏まえ、農地の貸し付け、利用調整と有効利用を進めていきます。

所有者等には以下の①～④のいずれかを選んで回答いただきます。

①農地中間管理機構に貸し付ける	③自ら買い手または借り手を見つける
②自ら耕作する	④その他

現地確認や調査回答に際しましてご理解とご協力をよろしくお願いします。

### 農地パトロールを実施して

農地利用最適化推進委員 楠本幸孝

農業委員会ではタブレット端末を用いた農地パトロールを実施しています。私は竹田地区を担当し、操作にも慣れて入力を行っています。調査を進める中で、竹田地区の奥深い場所ではタブレットが時折フレーズして作動しなくなることがあります。こうした状況下の奥地で農業を営むことは、非常に難しいと痛感させられます。家屋周辺の農地はかつて耕作されていましたが、年々耕作されていない農地が増加しています。よく見ると、その周辺自体が空き家になっている場合も多いです。労働力が不足し、結果として耕作放棄につながっていると感じています。稻作においては基盤整備が進み大型機械が導入されている一方で、それが適用できないほ場では、畔草や農道周

辺の草刈り、水路の維持管理が行なっています。こうした状況下の奥地で農業を営むことは、非常に難しいと痛感させられます。家屋周辺の農地はかつて耕作されていましたが、年々耕作されていない農地が増加しています。よく見ると、その周辺自体が空き家になっている場合も多いです。労働力が不足し、結果として耕作放棄につながっていると感じています。稻作においては基盤整備が進み大型機械が導入されている一方で、それが適用できないほ場では、畔草や農道周

辺の草刈り、水路の維持管理が行なっています。こうした状況下の奥地で農業を営むことは、非常に難しいと痛感させられます。家屋周辺の農地はかつて耕作されていましたが、年々耕作されていない農地が増加しています。よく見ると、その周辺自体が空き家になっている場合も多いです。労働力が不足し、結果として耕作放棄につながっていると感じています。稻作においては基盤整備が進み大型機械が導入されている一方で、それが適用できないほ場では、畔草や農道周

辺の草刈り、水路の維持管理が行なっています。こうした状況下の奥地で農業を営むことは、非常に難しいと痛感させられます。家屋周辺の農地はかつて耕作されていましたが、年々耕作されていない農地が増加しています。よく見ると、その周辺自体が空き家になっている場合も多いです。労働力が不足し、結果として耕作放棄につながっていると感じています。稻作においては基盤整備が進み大型機械が導入されている一方で、それが適用できないほ場では、畔草や農道周



制度などにより補助金の交付を受ける  
一つは、水田活用直接支払交付金  
続けています。大豆栽培の魅力の  
米づくりと大豆づくりの二刀流を  
始めで9年目になります。現在は  
ら町内で神倉大豆の生産の取り組  
みが始まり、当方では大豆栽培を  
担が大きいのが実情です。米の価  
格は上昇傾向にあるものの、稻作  
だけでは十分な収益を確保でき  
いません。



## 遊休農地を増やさない取り組み

農業委員 本田 博

農地を先代から引き継いで20年以上になります。当初は無我夢中で取り組んでいましたが、年齢を重ねるにつれて体力が落ち、作業は容易ではなくなりました。特に夏場の水田の畔や法面の草刈りは負担が大きいのが実情です。米の価格は上昇傾向にあるものの、稻作だけでは十分な収益を確保できません。

農業委員として地区内を巡回していると、遊休農地が目に留まります。少しでも収益性の高い作物を生産し、意欲ある農業を実践することで農地を維持・管理していくことが重要だと考えています。

## 将来の安心を支える—農業者年金に加入しませんか

### ◆農業者年金とは

国民年金に上乗せして受給できる、農業に従事する方のための公的年金制度です。将来の生活を安定させる仕組みとして多くの農業者に利用されています。

### ◆次の資格を満たす方ならどなたでも加入できます。

- ①年間60日以上農業に従事
- ②20歳以上65歳未満（60歳以上は国民年金の任意加入被保険者）
- ③国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）

### ◆終身年金で安心

- ・年金は生涯受給可能
- ・80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金を遺族の方に支給



農業者年金の内容やご相談については、農業委員会事務局かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

農業者年金基金ホームページ  
<http://www.nounen.go.jp>

農業者年金基金



## 令和8年 農作業標準料金等の設定について

三朝町農業委員会では、令和8年の農作業標準料金等を次のように定めました。

この料金表は標準額を示したもので、実際に支払われる料金は作業内容等を考慮して、事前に両者で話し合って決定してください。

※令和7年11月10日改定

作業区分		単位	標準料金	摘要				
トラクター	荒起	10アール当たり	8,210円					
	代かき		8,210円					
	畑（転作田）		8,210円					
田植・収穫	機械田植	10アール当たり	8,840円					
	バインダー		10,110円					
	ハーベスター		8,840円					
	コンバイン		18,950円	倒伏状態等により適宜加算する。				
	粉運搬		2,510円	町内運搬				
一般農作業		8時間	9,120円	賄いなし				
大豆	大豆播種	10アール当たり	10,110円	乗用のみ				
	大豆脱穀		6,940円					
	大豆コンバイン		16,440円					
農薬散布	ブームスプレーヤ	10アール当たり	3,780円					
	動力噴霧器		3,530円					
	その他（粉剤・粒剤）		1,880円					
機械畔ぬり	10m当たり	620円						
畔刈り	1時間当たり	1,880円						
堆きゅう肥散布	1t当たり(2m <sup>3</sup> )	2,510円		堆肥代は含まない。				
果樹農作業	農協果樹生産部の賃金を準用する。							
主な改定内容								
鳥取県最低賃金の改定をふまえ人件費の上昇を反映させました。								
◆鳥取県最低賃金 1,030円/時間（令和7年10月4日から）								
【留意事項】 1 環境不良田畠・変形圃場・未整備田等は、20%増を基準とする。 2 機械の燃料等は、受託者負担とする。 3 作業面積は、共済面積(水張面積)を参考とする。 4 標準料金は、消費税(10%)を含む金額です。								

### 全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会ネットワーク機構が発行する専門誌です。農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに扱っています。紙面はオールカラーの8ページとなっており、一般紙と併せて読む併読紙としてお勧めです。ぜひ一度ご購読ください。

毎週金曜日発行

購読料：新聞本紙 月額700円（送料・税込）

電子版 月額500円

※令和8年4月よりそれぞれ900円、700円に改定されます。

申し込み：農業委員会事務局



# こんなときは農業委員会に相談してください!

農業委員会は、主に農地利用最適化の推進(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)のほか、農地の確保、有効活用のため農地法に基づく農地の売買や貸借、農地転用など農地に関する事務を執行する行政委員会です。

次のような案件が発生したときは、申請や届出が必要となります。農業委員会に相談してください。

こんなとき	申請・届出
農業の規模を拡大するために農地を取得したい。	農地法第3条の許可申請 (農地を農地として利用するため売買、譲受、貸借する)
農地を駐車場用地にしたい。	農地法第4条の許可申請 (自分の農地を農地以外の用途に利用する)
農地を購入して住宅を建てたい。	農地法第5条の許可申請 (他者の農地を売買、譲受、貸借して農地以外の用途に利用する)
農地に農作業小屋を建てたい。	農地法施行規則第29条第1項第1号の用途に供する届出 (2アール未満の農業施設等の設置)
農地を相続した。	農地法第3条の3の届出(相続の届出)
農地を借りて耕作をする。	利用権設定等計画書の提出
農地の利用権設定(賃貸借)を解約したい。	農地法第18条の合意解約の通知
田を畠として作付けしたいので整形したい。	農地の利用目的等変更通知

各申請は、毎月25日までを締切として受け付けています。受付した案件について翌月10日頃に開催する農業委員会総会で許可の可否を審議しています。

農業委員会だより編集委員会  
委員長 米原章太郎  
委員 秋山一寛  
楠本幸孝  
井上誠  
松原利志

令和5年の水害により被災した各種農業基盤の復旧は、昨秋までにかなり進捗した感があります。これにより、被災前の耕作面積にかなり回復するとと思われます。一方で、地域の将来的な展望から復旧そのものを誇められた所もあり、やむを得ない選択なのだろうと思われます。現在は米価の高騰により水稻農家の収益性が一時的に向上していますが、政策的に安定した状況とも言えることは、今までにない範囲で畔畔等の変動や拡大する鳥獣被害、特に昨年の春には今までにない範囲で畔畔等に掘り崩し等の被害がありました。現在は米価の高騰など、農業を継続していくには厳しいことが多くあります。後継者不在の中での対応が困難な課題であっても、集落・地域での話し合いと意識の共有のもと、10年後を見据えた地域計画の継続的な見直しを進めることで、乗り越えられることがあります。併せて、「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払交付金」を効果的に活用していくことが重要です。農地利用の最適化に向けて、農業委員会にも一層の役割が求められます。よろしくお願いします。

## 編集後記